平成２１年（フ）第１１９号
鹿児島県霧島市隼人町見次645番地１　第２菩提寺団地23棟106号
債務者　今吉　智美
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
鹿児島県伊佐市菱刈重留1274番地１
債務者　脇迫　五男
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
長野市川中島町四ツ屋758番地４、前住所長野市鬼無里9752番地イ号
債務者　土屋　恒夫
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
長野県大町市大町5835番地23
債務者　髙橋　典子
１　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２５７号
長野県松本市開智１丁目２番３号
債務者　岡田　膺子
１　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１４２号
岐阜県大垣市曽根町１丁目627番地
債務者　若園ゆかり
１　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
愛知県岡崎市薮田１丁目13番地19
債務者　小田　律子
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
山口県下関市清末鞍馬２丁目５番10号　サンビレッジ竹下Ｂ棟202号、前住所山口県下関市大字吉田333番地３
債務者　森重　直幸
１　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
熊本市山室４丁目２番48号
債務者　福田　正明
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５５８号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田929番地２
債務者　田崎　優子
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１１号
沖縄県宜野湾市大山２丁目３番８―203号　フレールⅠ
債務者　島袋　徳子（旧姓赤木）
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１１８号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋366番地１　ひがアパート202号室
債務者　金城　智美
１　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１７６９号
愛知県春日井市下市場町６丁目13番地４　ペルージュ101号
債務者　村田あいか
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９号
山形県酒田市中町３丁目７番８号ロイヤルかわい103号、前住所仙台市若林区新寺４丁目７番３―903号
債務者　佐々木恵美
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１７６７号
横浜市旭区本宿町48番地20　コートアネクスA102
債務者　田島　栄次
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８５号
横浜市神奈川区白幡向町34番５号　市川ビル３Ｂ
債務者　瀬川きみゑ
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８００号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷243番地２
債務者　小柴　繁一
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部